

『源泉所得税 間違いやすい実務のポイント Q & A 100』 追補

平成26年10月17日に所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第338号）が公布され、平成26年10月20日から施行されています。

これにより、『源泉所得税 間違いやすい実務のポイント Q & A 100』 31ページに根拠条文として掲載している【所得税法施行令第20条の2（非課税とされる通勤手当）】については、所令第20条の2第2号及び第4号中、「自転車」が「自動車」にあらためられ、所令第20条の2第2号は以下の表のとおり、区分に応じ非課税限度額が引き上げられましたのでご確認ください。

一般財団法人 大蔵財務協会

区 分		非 課 税 限 度 額	
		改 正 後 (平成26年4月1日以後適用)	改 正 前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	同 左
② 自動車や自転車などを使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円	24,500円
	通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円	
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円	20,900円
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円	16,100円
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円	11,300円
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円	6,500円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円	4,100円
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	(全額課税)	同 左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)	同 左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額と ②の金額との合計額 (最高限度 100,000円)	同 左

(注) 改正後の非課税限度額は平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。このため、次の通勤手当については適用されませんので注意してください。

- (1) 平成26年3月31日以前に支払われた通勤手当
- (2) 平成26年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で平成26年4月1日以後に支払われるもの
- (3) (1)及び(2)の通勤手当の差額として追加支給されるもの

なお、今回の改正については国税庁ホームページに情報が公開されています。

【「通勤手当の非課税限度額の引上げについて」(www.nta.go.jp/gensen/tsukin/index.htm)】
実務にあたっては、そちらもご参照ください。